平成２１年（フ）第２０３６８号
大韓民国慶尚北道高麗郡茶山面月城里175
東海蓮方、開始決定時の住所東京都新宿区高田馬場３丁目43―10―103
破産者　萩原昌浩こと　李　　昌浩
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３７４号
東京都練馬区富士見台１丁目15番29号
破産者　有限会社ソウイチ商事
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３７９号
東京都世田谷区岡本３丁目16番７号
破産者　有限会社タルガトップ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３８０号
山梨県北杜市大泉町西井出8240―835
破産者　釘本　隆三
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３８１号
山梨県北杜市大泉町西井出8240―835
破産者　釘本奈穂子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０３８７号
埼玉県さいたま市浦和区駒場１丁目７－２
破産者　渡邉　浩夫
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４０２号
東京都八王子市川口町2889番地５
破産者　株式会社アモート
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４０３号
東京都八王子市丹木町２―229―１　ステップⅡ102、住民票上の住所東京都八王子市川口町1561
破産者　水島　一童
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４０５号
東京都板橋区舟渡２丁目４番21号
破産者　株式会社明泉堂
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４０６号
東京都板橋区板橋１―51―301、住民票上の住所埼玉県川口市川口５丁目19―50―1003
破産者　小泉　　實
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４０９号
東京都葛飾区堀切１丁目42番21号
破産者　赤城工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４１６号
東京都新宿区早稲田鶴巻町538番地
破産者　株式会社サン・シュガー
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４１７号
東京都港区新橋６丁目11番８号福森ビル５Ｆ
破産者　有限会社アンフォルメ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４３５号
福島県郡山市台新２丁目19－１
破産者　徳能　紀子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４４４号
東京都足立区東綾瀬２丁目２番19号　ＪＴＡ綾瀬703
破産者　有限会社ＳＡＭ　ＬＥＡＴＨＥＲ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４４５号
東京都足立区東綾瀬２丁目２―19―703
破産者　汐恩ウイリー
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４５５号
東京都板橋区大山金井町29番13―102号
破産者　有限会社シャー・エンタープライズ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４５６号
東京都板橋区大山金井町29―13―102
破産者　カジムアッバース
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４５７号
東京都板橋区大山金井町29―13―102
破産者　星野　恭子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６３号
千葉県松戸市高塚新田115―49　矢野鉄男方、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生旭町１－９
破産者　西島　　隆
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６４号
東京都千代田区飯田橋１丁目４番１号
破産者　株式会社フラッグシップ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６５号
千葉県松戸市金ケ作355―14
破産者　古木　　均
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５３７号
東京都足立区椿２丁目24番８号
破産者　株式会社中央サービス
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部